

# 館山市電子図書館サービス導入業務委託仕様書

## 1 業務目的

本業務は、市民の読書環境の改善、来館が困難な利用者に対する利便性の向上、子どもの読書活動の推進等の目的のために電子書籍を導入し、館山市電子図書館サービスを開設するにあたり、その基幹となる電子図書館システムの導入等を行うものである。

## 2 業務概要

### (1) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで（以後継続使用を想定）

### (2) 業務内容

- ① 電子図書館システムの調達及び運用
- ② 電子図書館システムの維持管理（サービスの提供）
- ③ 電子書籍の提供
- ④ その他の電子図書館事業の目的達成に必要な業務

## 3 システム構築仕様

### (1) システム構成

クラウド方式とし、維持管理費用の削減及び管理の簡素化を図ること。

### (2) 安定稼働

システムの障害、機器の故障に備え、サービスが停止しないような構成とすること。

## 4 システム導入業務

### (1) 進捗管理

- ① 契約締結後、速やかに館山市と電子図書館システム構築に向けての協議・打合せを行い、構築業務に係る業務工程表を提出すること。
- ② 提出後は業務工程表に基づいて、本稼働までの進捗管理を実施すること。

### (2) 電子図書館システム

- ① 利用者がインターネットを経由し、電子図書館サイトに接続することで、電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができること。
- ② 受諾者が提供する電子書籍に加え、図書館が保有する電子データで作成された資料を配信できること。

## 5 電子書籍の提供

電子図書館システム稼働開始までに、館山市図書館が指定する電子書籍を提供すること。

## 6 電子図書館システム運用支援

電子図書館システム稼働開始までに電子図書館システムの操作方法等の研修及び操作説明書の作成・提供等の運用支援を実施すること。

## 7 維持管理業務

### (1) サービス提供時間

毎日24時間サービスが利用できること。

ただし、やむを得ずメンテナンス等でサービスを停止する場合は、停止時間は可能な限り短時間とすること。

### (2) サポート及び障害対応

① システム導入業務及び維持管理業務において、障害等の不具合が発生した場合は速やかに不具合解消の対応を行うこと。

② 障害発生時には、迅速に対応すること。

### (3) データ所有権

本業務で管理する利用者に関する各種データについては、その所有権は館山市に帰属するものとする。

## 8 納入成果物

納入成果物及び納入期日については、次のとおりとする。なお、(1)の電子図書館システムを除く納入成果物については、電子データを館山市図書館に納入すること。

[納入成果物]	[納入時期]	[数量]
(1) 電子図書館システム	運用開始日	1式
(2) 業務工程表	契約締結後、14日以内	1式
(3) 協議録	協議実施後、7日以内	1式
(4) 操作説明書(図書館管理者用)	研修開始時まで	1式

## 9 その他

本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上定めるものとする。